

公益財団法人小平市文化振興財団寄附金取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人小平市文化振興財団（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金

（2）特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

（受入基準）

第3条 寄附金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

（1）国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第20号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

（2）寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

（3）寄附金の受け入れに起因して、この法人に著しく資金負担が生じる場合

（4）前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不適當と認められる場合

（寄附金の募集及び使途）

第4条 この法人は、常時寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金については、寄附金総額の50パーセント以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

3 特定寄附金については、全額を寄附者の指定した使途に使用する。

（取扱手続）

第5条 寄附の申込みは、寄附金申込書（第1号様式）により受け付けるものとする。

2 この法人に対し寄附金の申込みがあったときには、寄附の内容を確認し、寄附金の使途がこの法人の業務遂行上有意義であり、かつ支障がないと認められるものについて、代表理事が受け入れの決定をする。

（受領証明書の発行）

第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく寄附者に対して寄附金受領証明書（第2号様式）を発行するものとする。

(情報公開)

第7条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第36条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、別に定める公益財団法人小平市文化振興財団個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

寄附金申込書

年 月 日

公益財団法人小平市文化振興財団

代表理事 殿

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

私は、公益財団法人小平市文化振興財団定款第3条の目的に賛同し、下記のとおり寄附をいたします。

1 寄附の内容

(1) 金銭

金 _____ 円也

(2) 物品

品 名	形 状	数 量	備 考

2 寄附金の使途（該当にレ点を記入してください）

（一般寄附金） ☐ 使用目的は特定しない

（特定寄附金） ☐ 文化芸術の振興に関する公演及び展示の実施に関する事業
☐ 市民の自主的な文化芸術活動の育成及び支援に関する事業
☐ 郷土の歴史的文化の継承及び地域の振興に関する事業

3 寄附の公表（該当にレ点を記入してください）

寄附者の氏名や寄附の内容等を当財団のホームページ等に掲出することについて

☐ 同意する

☐ 辞退する

第 2 号様式（第 6 条関係）

寄附金受領証明書

住 所

氏 名 様

内 容

※寄附の内容が金銭の場合はその金額、物品の場合は品名、形状や数量等を記入

寄附年月日 年 月 日

但し、公益財団法人小平市文化振興財団の公益目的事業に関する寄附金として上記内容を受領しました。

年 月 日

〒187-0041

東京都小平市美園町1丁目8番5号

公益財団法人小平市文化振興財団

代表理事

印